

昭和 46 年 08 月 02 日 制定  
同 54 年 05 月 31 日 変更  
平成 06 年 07 月 19 日 ノ  
同 27 年 11 月 01 日 ノ  
同 30 年 05 月 24 日 ノ  
同 30 年 12 月 14 日 ノ  
同 31 年 04 月 19 日 ノ  
令和 01 年 06 月 07 日 ノ  
同 03 年 09 月 28 日 ノ  
同 05 年 03 月 23 日 ノ  
同 05 年 07 月 14 日 ノ  
同 05 年 09 月 29 日 ノ  
同 07 年 01 月 01 日 ノ  
同 07 年 07 月 01 日 ノ

# 定 款

株式会社オカムラ食品工業

# 株式会社オカムラ食品工業定款

## 第 1 章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社オカムラ食品工業と称し、英文では Okamura Foods Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

1. 食品の製造及び卸売業、小売業
2. 水産物、農産物、畜産物の輸出入並びに購入及び販売業
3. 水産物の養殖並びに購入及び販売業
4. 酒類の輸出入並びに購入及び販売業
5. 外食産業及び食料品の購入及び販売並びにその斡旋業
6. 外食産業及びこれに関する調査、開発、コンサルティング業
7. 食品・日用雑貨類の輸出入貿易業及び代理業とこれに関する調査、開発、コンサルティング業
8. 食堂及び飲食店の経営
9. 倉庫業
10. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を青森市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、158,400,000株とする。

### (単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2) 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5名以内とする。

2) 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2) 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。  
3) 取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役と区別して行う。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3) 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 4) 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任の決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2) 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長 1 名を選定する。
- 3) 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第22条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2) 取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2) 取締役会招集の通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席

し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 監査等委員および監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第31条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

## 第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をも

って、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

- 2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

## 第7章 会計監査人

### （会計監査人の選任）

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### （会計監査人の任期）

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### （会計監査人の報酬等）

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

## 第8章 計 算

### （事業年度）

第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

### （剰余金の配当等の決定機関）

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### （剰余金の配当の基準日）

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

- 2) 当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。  
3) 前項のほか、基準日を定めて余剰金の配当をすることができる。

### （配当金の除斥期間）

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2) 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。